

参議院法務委員会會議録第二十三号

昭和三十年七月二十九日(金曜日)午後
二時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 成瀬 幡治君
理事 鮎木 亨弘君
宮城タヲ君
市川 房枝君

委員

井上 清一君
中山 福蔵君
廣瀬 久忠君
吉田 法晴君
赤松 常子君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

衆議院議員

古屋 貞雄君
椎名 隆君
吉田 賢一君

政府委員

警察庁警備部長 山口 喜雄君
法務大臣官 位野木益雄君
法務省人権 戸田 正直君
擁護局長

事務局側

常任委員 西村 高見君
常任委員 堀 真道君
常任委員 小 貞一君

衆議院事務局側
常任委員 小 貞一君

第三部 法務委員会會議録第二十三号 昭和三十年七月二十九日【参議院】

説明員

法務省刑事 桃沢 全司君
局公安課長
最高裁判所長官 磯崎 良善君
代理者(事務局長) 関根 小郷君
総務局総務課長
最高裁判所所長 官代理者(事務局長) 小郷君
総局民事局長

本日の会議に付した案件
○弁護士法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律案(衆議院提出)
○檢察及び裁判の運営等に関する調査
の件
(綴井炭鉱及び小倉炭鉱における労
働争議等に関する件)

○委員長(成瀬幡治君) これより委員
会を開きます。
まず弁護士法の一部を改正する法律
案及び訴訟費用等臨時措置法の一部を
改正する法律案、両案を便宜一括して
議題に供します。

両案についてまず提案者から提案の
理由の説明を願います。衆議院議員、
法務委員会理事古屋貞雄君。
○衆議院議員(古屋貞雄君) ただいま
議題となりました弁護士法の一部を改
正する法律案の提案理由を御説明申し
上げます。

外国人弁護士制度は、旧法時代から
ありましたが、終戦占領という特殊事
情のもとにその職務範囲が拡張されそ
の要件が緩和されたものであります

が、この問題は独立後の今日において
は、一面、国際的視野に立ちながら他
面独立国にふさわしいように改める必
要があると信じます。

すなわち、わが国においては、旧法
時代には、日本の国籍を持つものでは
なければ弁護士になることができなかった
のでありますが、現行法はこれを改
めて、外国人であっても日本の試験に
合格すれば、弁護士になり得るとしま
したので、この意味において現行法は
きわめて開放的となつてゐるのであつ
て、この上さらに、現在のような外国
人弁護士制度を認める必要はないもの
と考えられるのであります。また弁護
士事務たるや、警察、検察、裁判等重
大な国務の遂行に關連協力するもので
あつて、その職責きわめて重要なこと
は申すまでもありません。しかもな
お、諸外国の立法例によりまして、
現在のようない外国人弁護士制度は全
くその例をみないところであり、
以上の理由により、外国人弁護士制
度は、この際これを廃止することが最
も妥当と考えるのであります。

よつて、本法案におきましては、第
七条の外国人弁護士に関する限り全部
これを廃止することにいたしました。
しかし、経過規定を設けまして、従来
同法第七条の外国人弁護士としての既
得権を有する者は引き続きその資格
を有するものとした次第であり
ます。

御可決あらんことを御願ひいたし
ます。

次に訴訟費用等臨時措置法の一部を
改正する法律案の提案理由を御説明申
し上げます。

御承知の通り、民事訴訟費用、刑事
訴訟費用及び執行吏の手数料等につ
きましては、戦時中の物価の高騰に
て臨時的にこれらを増額するために、
民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び
執行吏手数料規則の特例として、昭和
十九年に訴訟費用等臨時措置法が制定
されましたが、終戦後も引き続き
情勢の変動に伴い、数度この法律を改
正し、これらの額を増加して参つたの
であります。

前回の増額、すなわち昭和二十七年
七月の改正以来、国内の経済事情は多
少安定はして参りましたが、物価
の騰勢はなお継続し、例を經濟審議
調査の東京における家計費指数にとり
ましても、本年三月の指数は、昭和二
十六年平均の約三割八分方の増加を示
し、現在の訴訟費用及び執行吏の手数
料等の額によつては、訴訟関係者また
は執行関係者等の負担の均衡上公平を
欠くものと考えられますので、この際
暫定的に、これらの額を増加しようと
するのが、この法律案提出の趣旨であ
ります。

九年一月と二度改正増額され、昭和二
十六年のベースに比較して五割強の増
加となつております。しかるに、その
間執行吏の手数料は増加されておら
ず、従つて、今回の手数料改正はおそ
きに失した感もある次第であります。
次に、この法律案の改正点を申し上げ
ますと、第一に、民事訴訟費用中の
書記料及び翻訳料の額を百十倍とある
のを百五十倍に改めようとするのであ
ります。

第二に、執行吏手数料規則に定めら
れております執行吏の差し押え、競売
その他書類送達等の手数料について若
干増額改正をいたそうというのであり
ます。このことはたとえば書記料八円
を十円に、記録閲覧手数料十三円を二
十円に改めることによつて、十円以下
の端数を整理し事務的煩瑣を除き、あ
わせて事務能率の改善をはかるうとす
るものであります。

第三に、差し押え、競売等におけ
る、債権額、競売金額の区分を改正い
たしました。

すなわち、現在、五百円まで、二千
円までとある区分を廃止し、五千円ま
でから出発することとし、さらに競売
金額については十万円をこえる場合二
万円ごとに百五十円を加えることあるの
を、五万円ごとに四百円を加えること
に改めました。これによつて経済事情
と執務の事態に適合せしめようとする
ものであります。

以上、この法律案の改正の主旨並び
に要点について御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。以上であります。

○委員長(成瀬清治君) 両案について御質疑のおありの方は、御発言を願います。なお、最高裁判所の方からは民事局長の関根さん、磯崎総務課長、法務省からは官房調査課長の位野木さんが見えなくなっております。衆議院の方からは古屋さんのほかに椎名、吉田両委員が見えなくなっております。

○中山福藏君 私ちよと提案者にお尋ねしておきたいのですが、執達吏の費用を引き上げる、これはなんでございませうか、昨年ごろ関西を初め諸地方に執達吏の退職事件が起った。これは要するに生活の窮乏というところからきたから、これに對して少し給料を引き上げてやられた方がよい、手数料を引き上げてやられたらいいというお考えで出されたのですか。あるいは経済上の物価指数の変動によつて、経済的に一つ物価が變つたのだから、そういうところから生活給というふうな意味で引き上げてやろうというところからきてゐるのですか。どつちですか。

○衆議院議員(古屋貞雄君) ただいまの御質問であります、両方に關係があらうと思つてありますが、特に都會地の執行吏の方は別であります、地方に参りますと、執行吏になる方は今はないのであります。というのはいまだいま御質問の第一の毎月規定された収益が非常に少い、従いまして十一万円以下の場合には、政府がこれを保証しておられますが、年間十一万円ではどうしても食べていけない、こういう關係を考慮いたしまして、やはり生活のある程度の保証をしてあげなければ

ば、退職などの原因を調致する一つの原因になるであらうということが一つ、大體物価指数並びに訴訟費用の他の方面ともならみ合せまして法案の原案をこしらへた次第であります。

○中山福藏君 大體あなたも弁護士を職業としておられる方だと私は考へるのです。そういったと、實際執達吏の言語、動作というものが非常に近ごろ粗暴になりまして、とてもそばでは聞いておられないような乱暴な言葉に至るところで使つておる。それでなほ給与の引き上げとか何とかという点も肝要でしょうけれども、そういう点も並行して一応お考えになつてお出しになつておるのですか、どうでしょう。

○衆議院議員(古屋貞雄君) その点も考慮いたしました、その点は従たるものであります、主としてはたゞいま申し上げました通りであります。さうな御意見については監督官庁の方が見えておりますから、その点に對する今後の心がまえのお話を願ひたいと思ひます。

○説明員(関根小郷君) 中山委員からのお尋ねの点でございしますが、執行吏の言動が今非常に粗暴になつておるといふお話でございますが、これは全部の執行吏がそういうことじやないと思ひますが、あるいは執行の現状で、その周囲の雰囲気等から、あるいはさういふことがあつたかもしれせんが、でき得る限り執行吏の言動については、そういうことのないようにあらゆる機会を通じて指導しておるわけでありませう。特に昨年の一月一日から執行吏の事務を査察するという制度を設けまして、毎年二回、大體各地方裁判

所ごとに六月と十二月に裁判官を中心といたしまして査察を行なつております。裁判官の査察官と執行吏との会合を毎年秋ごろ開催することにいたしました、そこでお互いに査察の結果いろいろ欠点のあるところを見出して、お互いに研究してなるべくいい方向に向いていこうということで、まあ實際におきまして幾分はそういうことはあつたかも知れませんが、全体としてはいい方向に向いてゐるのではないかとと思つておるわけでございます。

○中山福藏君 私ただいまの御答弁を聴いたわけですが、これは役人をしていらつしやる人にお尋ねしておきませう。これは私も考へるところでは、吉田提案者も坐つておられるのです、これは執達吏がいかなる行為をしておるかということ、大體私は知悉しておる、証人の上からこれくらいの金を取つたなら、要するに地獄のさうな金次第ということがよくいわれておりますが、これは御参考の一つ供することでおもしろい話がありますから一つ申しておきますが、ある人が死んで阿倍野という華儀場に死體を焼いてくれと依頼しましたが、ところがその隠亡がどういふことを言つたか、たくさんのお申し込みを受けております、ところが地獄のさうな金次第ですからと焼場の隠亡が言つた。この言葉は執達吏の場合も当てはまるんじゃないかと実は私考へておる。これはどつちかという土地獄のさうな人について、執行を受ける人たちは鬼みたいなものでしょう、ある意味においては、そこでたくさんのお金を手数料以外に払つたものについては、執達吏が優先し

て執行するというきらいがある、これは事實行われております。それに関係して今度の退職という問題が起つたときに、一番最高の退職の金額はどれくらいのものでしたかを一つお示しをこの際してもらいたいと私はこう考へます。

○説明員(関根小郷君) 今お話しのごさいました執行吏の問題でございしますが、これは残念ながら一年に二件くらいずつ刑事事件がございします。まことに残念な次第であります、その金額につきましては、あるいは予納金から横領する、あるいは謝礼金をもらうとか、そういったいろいろの種類がございしますが、予納金などで横領した事件では約三十万円くらい横領したのがございします。これは實際におきまして微役に処せられております。こういった人が出たときには、直ちに執行吏の仕事をやめさしてもらつておられます。全体の執行吏の数が現在三百人ちょっと出てゐますが、一年に二回くらいずつ出てくるということは非常に遺憾なことでございますが、何と申しましても経済的にかなり困難な生活状況でございます。それでこのたびの法案などにおきまして特に手数料を上げていただければ、そういった点におきまして、いい意味においては是正する助けになるんじゃないか。それから今お話がございしました地獄のさうな金次第というお話がございしましたが、執行吏が執行をいたしますときに、金を特にくれたものに先に手を出す、着手するといふことはこれはあり得べからざることなんです。實際にこういう事象があるならば、實際にあらう事象をお教へいただきたい。実はそういった

うわさがございしますので、うわさのものとをせひ明らかにしていただきたいといふことを申し上げます、なかなか出てこないもので、それで先ほど申し上げました査察の制度におきましても、いざ査察に参りますと、その点がはつきり出てこないものであります。でありますから、やはり一般債権者なり債務者なり執行吏を利用なさる側において、そういったことがありなつたら、どしどし裁判所なりあるいは最高裁判所なり、地方裁判所なり、高等裁判所なりにお申し出いただきまして、われわれに協力していただきたい、これは切にお願いする次第でございます。

○中山福藏君 私どもは法案に反對するものじやないのです。これはもうやはり生活給というものはぜひ必要だと思つております。しかしそれはやはり國民の血税から払われるのですから、これは質問してゐるのです。それで私もう一つお尋ねしていただきたいのですが、ただいまの査察制度、まことにけつこうでございます。それでその査察をなさるのには、なかなか今おっしゃつたように、査察をされた場合に、直ちに証人を超えるといふことはむづかしい。これは人の手から茶碗をたたき落すといふことは、かりに知つていてもお互いに相当考へなければならぬ問題であります。だから人の手から茶碗をたたきこわせば家族が困るということを考えて、むやみに、知つていても、なかなか証人を提出するといふことは、私も一応考へてみておるわけですが、私自身も相当間違ひのない事實をつかんでおります。しかしそういうことは家族全体の生活に影響する問題で

か、あるいはどういふ御研究の結果こ
ういふことになりましたのか、提案者
から一つ御答弁願いたい。

○衆議院議員（古屋貞雄君）　ただいま
お尋ねになりましたような点を十分配
慮したわけなのであります。たとえ
手数料はできませんならばとめて安
い、極端に申しますならば政府が全
部負担するような制度にすべきだと思
うのです。というのは、差押を受け贅

売に付されます人々は、すでに債務の履行ができないために差押をされ、競売に付されておるわけであり、しかし一面またかような制度のできます反面を考えますと、執行吏の方の生活の保証が行われないところに、たゞいま中山先生からお話のように、競売屋というやつがあるのです。そして、競売屋というやつが出てきて執行吏と結託をして、そうして競売をしなくてもある程度の弁済を受ければ済むような場合でも、たとえば家の中で一番大事な戸棚であるとか、畳であるとか、ふすまなどを競売屋と結託して競売してしまつて、即座に必要な量であり造作ですから、債務者がまた高く競売人から買つと、こういうことが実情はしばしば行われておるわけですから、従ひまして、さような両方を勘案いたしまして、まあこのくらいならば、という程度に突は今回改正をしたわけは十分配慮の上で本改正を企図し、提案したような次第でありますので、その点御了承賜りたいと思ひます。

○赤松常子君 今全国に執行吏がどのくらいおいでになるのでしょうか。それからこの手数料の改正によつて予算はどのくらい要るのでございませうか、その二点を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(古屋貞雄君) 執行吏の数は最高裁の方からお答え願ひますが、予算は一文も要らないのであります。依頼者負担になっておりますからその点御了承願ひたいと思ひます。

○説明員(関根小郷君) 大体全国でたゞいま三百五名でございます。

○一松定吉君 一言ごく簡単だが、執行吏の待遇改善のために手数料を値

上げするということには反対いたしません。それはいいでしょう。ところが今、中山君の質問されたように執行吏がいゝるような者と共謀して債務者をいじめるようなことが非常に近ごろ多いのですね。そういうようなことについてほんとうに国民の権利を保護し、執行吏の行き過ぎを是正するというのにとつては、法務省等において相當の監督等をしておるだらうと思ふのですが、そういう点についてさつき査察するとか何とか言つておつたが、そういう査察の結果は、執達吏の会合のときに話し合ひをするというやうなことで、今、中山君が心配するやうな、われわれが見聞きしておるやうなことは正ができない。そういうことについて一つどういふやうな査察の仕方をして、どういふやうなその結果について制裁を与え、責任を問うておるかという点について、實際問題を一つ話していただきたい。

○説明員(関根小郷君) 今、一松委員のお話の中で法務省とございまして、最高裁判所で監督しております。今お話がございましたように、確かに査察では執行吏が債権者と結託する、あるいは暴力団と一緒に組むというやうなことがわかりつこないのです。またそういうことがあつたかどうかというところは、監督官庁としてなかなかわからない。でありますので、先ほど申し上げました査察の制度ではそういう事実がなかなか発見できない。そこでありますので、私先ほど中山委員のお話にも申し上げたのですが、結局そういう事柄があつたとき、投書なりあるいはそれに立ち会われた弁護士の方なりあるいは当事者の方から、そ

ういったことがあるぞということをお教えいただかないと、なかなか實際に発見ができないのであります。そういう投書があつたときには、直ちに調査を進めまして、あるいは退職させたり、さらに進んで刑事上の問題になりますれば、検察庁の方が起訴をする段階になります。そういう事柄がときどきございします。そういう事柄のないやうに具体的に起きた事例をお互いに注意をいたしまして、そういうことのないやうに心を入れておるわけでありま。

○委員長(成瀬幡治君) 暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後六時二分開会

○委員長(成瀬幡治君) 休憩前に引き続いて委員会を再開いたします。

○吉田法晴君 まあ査察をやる、そういうことで執達吏が債権者というやうな、あるいは競売屋と結託する云々というやうなもの、弊害は除きたいというやうな話、それについては手数料等も上げてというところでありますが、さっきの委員会の休憩になりましたから、お互いに私が話をしたことですが、同じ公務員であつて、給与をどうして差押者だけから給与の源泉を取らなければならぬか。それは今までの制度をそのままおいておくらば、これは何ともしもそういう弊害が起つて参る、あるいは差し押えたものの中から、差し押えた価格の中から自分の給与が払われると、こういうことになりますれば、これは人情と申しますか、人間の弱さからいつても、あるいはその差押をいたします場合に額の大きいもの

から先にする、あるいは差し押えられ須のものから言ひますならば、それが必須のものであらうと、やはり押えられという事態が起つてくるのではないかと。そこでこれは従来の制度については根本的にメスを入れるというところでなくして、従来の制度の上に立つて最近の差し押えられるものとの調整をいたすか、こういう点を考慮をいたしたいというところでありますが、あるいは最高裁においてあるいは法務省等において、この公務員である執達吏の給与の形体そのものに改善を加えるべきである。もし国からこの給与をみるという点になりますれば、従来のやうな弊害は一挙にして解決せられると思ふのでありますが、この点についてこれは法務省なり裁判所なりその監督と申しますか、政府の監督、政府という語弊が起りますが関係者においてどのように考えておられますか、この際承わりたいと思ひます。

○説明員(関根小郷君) 今吉田委員からの御尋ねの点は非常にごもつともな点でございまして、実はこれは法務省におきまして法制審議会で今執行吏制度を研究中でございします。これは今お話がございましたように、執行吏は國家の仕事をする公務員であるにかかわらず、その俸給は國家から支払われないうで、債権者なりあるいは債務者から取り上げるといふことはおかしい。またるで公務員でない請負人のやうな形になる、そういう御疑問もつともございします。これは実は執行吏の仕事は非常にくわしい仕事であるといふところから、俸給では果してうまく仕事ができるかといふところから出てきた制度かと思ひます。そこで出来高払いと

いう結果になるわけでございますが、世界の各國の立法例におきましても、やはり同じやうな制度をとつてゐる國が多いわけなんです。しかしそれに改正を加へまして、ある一定の限度は俸給を出す、その上はまた日本は手数料制度のやうにその上に手数料を加味するといふ制度もございします。お言葉の通り、純然たるほかの公務員と同じやうに國家が俸給を払うという制度にしてもらへば、確かにお話しのように何となく弊害がなくなるという氣持がいたしますが、その点も法務省のもとにおきまします法制審議会において検討中でございます。そうなりますれば、あるいは執行官という点になりまして、執行官が配属されて、そして執行官のもとにおいて補助機関とともに執行事務をやる、そのかわり執行官は完全にほかの公務員と同じやうに毎月俸給をもらふということが考えられるわけでありま。そのいづれにつきましても長短がありまして、相當研究をしなくてはならない問題だと考えられるわけなんです。

○吉田法晴君 研究をしておると、こゝういふお話しでございしますが、一番しんまひはその半額を見るかあるいは全額を見るか、なかなか研究を要すると、こゝういふお話しで、意圖がはつきりいたしません、いづれをとるかとはにかくとして、その一部あるいは全額を國で見るといふ、こゝういふことに變えおつてもいいのかわるか、今の当局の一つ御方針をお示しを願ひたいと思ひます。

○説明員(関根小郷君) 今吉田委員のお話は非常にめんどやうな問題でござい

まして、もし係給制度になりますと、相当な人件費が要るわけでございます。特に執行吏に頼む人というのは債権者それから取られる債務者という特定な人なんです。そういう特定の利用からだけ手数料を取って、それで執行吏の係給をまかなうという方がいいのか、あるいは税金から国民全般の負担において執行吏に係給を払うのほうがいいか、これはなかなか決定しがたいむずかしい問題なんです。しかしもし係給制度にいたしますと相当な人件費が要るんじゃないか。それでもし係給制度にいたしますれば、相当の低い係給を出さなければ、なかなかいい人は来ないということも考えられますので、法制審議会でいつ決定するか、早急にはなかなか決定しかねる問題かと思ひますが、ただいま執行機関の問題として研究中でございます。

○吉田法晴君 だから先ほどの答弁の初めの方は研究をして改正をする御意思と申しますか、研究をしておると、ところが前の答弁でしまいの方にはなかなか慎重を要すると、こういうお話しでしたから、重ねて聞いたのであります。そのいすれでありますか、これが給与の問題については、あるいは収入の点についてはいろいろ御議論があるだろうと思ひますが、請負給というのは、これは何としてもやはりほんとうに安定を得られるわけでもございませぬし、それから請負みたいになつて、一件一件から自分の収入がきまつて参るということになれば、言われるような弊害を根絶するということはなかなかむずかしいかと思う。それから人数も、先ほど御答弁がありましたのが、大した人数でもなからうし、相当

な金額が要するというお話でございますが、給与のあり方、あるいは実際に請負みたいになると、それが言われるような弊害を生ずる原因であるというところがわかつておるならば、改善について、これはその具体的な方法はいすれでありましようとも、改善の方向に向つてゆかるとも、私は思ふのです。そういう意味において、するのせんのかわけがわからんという答弁でなしに、はつきりした改善をするのかどうか、その点を一つ明らかにせられたいと思ひます。

○政府委員(位野木益雄君) 執行吏の制度の改善の問題ですが、これは本来監督は最高裁判所がいたしておりますが、制度の改善の方は法務省の所管という事になっておりますので、私の方から便宜お答えいたしたいと思ひます。仰せられますように現在の執行吏の手数料の制度というものが、ややとすれば債権者の代理的な要素も加味されがちだというふうなこと、それから執行吏の収入が不安定だというふうなことなんかの欠点もございします。で、政府といたしましては、昨年の八月から法制審議会に諮問いたしました。執行吏制度の改善について研究をいたしておるのであります。執行吏の制度全体について改善を研究しておりますが、とにかくその手数料の点などがこの問題の中心の一つをなしておるのであります。これを純然たる公務員的なものにするかどうかというふうなことも、一つの大きな論議の焦点になっておるのであります。まだ法制審議会の議論としては、十分その点の詳細にまで及んでおりませんが、すでに各界の意見を法務省は徴し

ておるのであります。学界とか、弁護士会、裁判所、検察庁方面の関係機関から意見を徴しておるのであります。が、今右田委員の言われましたように、今の手数料制度がどうも必ずしも好ましくないというふうな意見もかなり強いのであります。純然たる係給制にすべきであるというふうな意見も相当大きく出されておるのであります。しかしそういうふうなことにいたしますと、先ほど説明員も言われましたように、国家財政上の非常な負担はおそらく避け得られないということも考えられますので、なかなかいろいろな点を十分考慮した上でないと、そこまで踏み切りにくいという点もあるのであります。しかしながら今までの民事の執行の面に対する国家の財政上の負担といふものは、必ずしもその事務の内容に比較いたしまして十分であつたかどうか、これは十分反省すべき余地があるのじゃないかというふうなことも考えておりますので、吉田委員の御意見も十分しんしゃくいたしましてなお研究いたしたいと考えております。

○委員長(成瀬權治君) 私からちょっと御質問申し上げたいと思ひますが、最高裁並びに法務省のほうは本案に対して賛成か、反対の御意見かという点が第一点。それから第二点としてお伺いしたい点は、御承知のように人事院のペー・ス・アップの勧告はもう二度やつていないわけですが、ところが今度お上げになる理由は、物価等他とのアンバランスがあるから一つ上げなくちゃならぬというふうな、そういうものに見合うためにこの法律案を出したという趣旨のように、提案の際にも御説明があつたのであります。そういうものに對してどういうふうにお考えになるか、こういうふうな手数料がずつと上つて参りますと、国庫収入がふえるかどうかという事は、私にはわかりませんが、けれども、一休全体その十一万五千元を最低保証しておつて、国庫補助をせなくちゃならなくなつた。それなのにこれをやればそういうことがなくなるのか、あるいは今後やはり持ち出しをしなくちゃならないのか、そこらあたりの国全体のと申しますか、そういう収入関係の点、もし御調査になつていたら、数字を一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

それから次に第三点としてお伺いたしたい点は、手数料が安いために、生活が非常に困難であるからなり手がないうのの理由なんですか、一休それでは各地方の裁判所に対しては、これくらいの員数が執達吏として必要だというふうな申し出とか何とかいうものがあると思うのです。ですからそれがもし、たとえば東京地方裁判所においては何人くらいというふうなこと、で、裁判所長はこんなふうにしてやろうというのに対して、応募者が全然なくて困つておるといふような具体的な資料等をも集めて御研究になつておれば、あわせて一つ提案者並びに關係当局のどちらからでもいいですが、一つお聞かせ願ひたいと思ひます。以上でございます。

○説明員(關根小郷君) それでは便宜私からお答えいたします。最高裁判所の意見を申し上げたいと思ひます。この法案につきましては、簡単に申し上げますと賛成でございます。それから第二点の執行吏の手数料を

上げることによつて、国庫の収入との關係、これは手数料を上げますと、執行吏の収入がそれだけふえてくるわけでございますので、従つて執行吏の収入が少いときに国庫から補助されます。いわゆる補助金、これを受ける執行吏が少くなるということになるわけでございます。しかしながらその数字はじやどこのくらい減るかという事は、手数料の増額からどの程度執行吏の補助金を受ける者が少くなるかということばちよつと予想をしかねますので、一年ばかりやつてみないとわかりません。しかしおそらく国庫から出ます補助金の額は少くなると思ひます。現在執行吏の収入が少いために国庫から補助金をもらつております。金額にいたしまして約二百万円近くの金が出ておりますから、これがおそらくかなり減つてくるのではないと思ひます。

それから第三点は、執行吏の数が少い、どのくらいふやすべきかという目安があるかというふうなお尋ねでございます。これはしかし実は戦前は、全国の執行吏の数が平均六百人を越えておりました、ところが戦後執行事件というものが非常に少くなりまして、従つて執行吏もとうてい収入の道として得られるものがないということから、やめる人が多くなりました。現在、戦後非常に少くなりました。一時よりも少しふえて参つたのであります。が、約戦前の半分しかおりません。これは最低限度どうしても各地方裁判所の本庁、それから支部でございます。ね、その支部には少くとも一人は必要なのでありますので、戦前の数くら

いうわけなんです。それでも各裁判所でこれは任命することになっておりますので、この収入あるいは経済状況が変りまして、相当収入が上がるということになりますれば、各地方裁判所で補給源を、裁判所の書記官なりその他から採るわけでございます。でありますので、現在よりも約倍數くらいまではほしいわけなんです。

〔委員長退席、理事木下弘君着席〕

○政府委員(位野木益雄君) ただいま委員長の御質問の二点と三点は裁判所側の答弁がございましたから、私の方は第一点の方を中心にして申し上げたいと思ひます。結論を申し上げますと、この法案には反対はいたしません。積極的に賛成かと申しますと、その点はちよつと少し理由を申し上げておきますが、従前執行吏の手数料の値上げにつきましては、大体物価指数に依りて値上げがされてきたという経過になっておるのであります。この前の改正の當時、すなわち昭和二十七年から現在までの物価の変動を見ますと、全都市の消費者物価指数、これが大体約一・一七六倍ということになっております。従ひまして、従前の値上げのやり方を持ち出そうといたしますれば、この程度の値上げはよろしいが、それ以上は工合が悪いというふうことになるかとも思ふのであります。しかしながら、これをもう少し過去にさかのぼりまして、それ以前の値上げの経過、物価との均衡を考えますと、これはやはりもう少し上げていいというふうなことになるのであります。現行の動産引渡し等の強制執行の手数料の算定の基準となっております金額を定めた

執達吏手数料規則一部改正というのができたのは明治四十四年でありまして、あるいは訴訟費用等臨時措置法ができましたのが昭和十九年のことであります。その当時と現在とを比較いたしますと、執行吏の手数料等の増加比率は、物価の上昇にははるかに及んでいないのであります。そういうふうなこと、あるいはこの執行吏の手数料の額が全般的に見てやや低額だといふふうなことも、いふまでもないといふふうなことも考えられますので、そういうふうな意味から、この法案の増額程度ならばあえて特にこれは工合が悪いといふものもないと考えるのであります。なぜ政府提案にそれならばしなかつたかといふことでございまして、今までは相当程度物価の変動がひどい場合でないと、この手数料の額は改正しなかつたのであります。その手数料と申しますのは、その手数料の性質は決して執行吏の給与というものが性質の本体ではないのでありまして、申すまでもなくこれは国家の執行行為を求める国民に対する手数料という、そういう性質が本体的なものであります。従ひましてこれを物価の多少の変動に応じて始終変更するということは適當でないと思ふのであります。今までの程度では、政府としてはこれを積極的に提案するというまでの必要はない。特に経済情勢といたしまして、物価の変動も今のところは横ばい、むしろ下る傾向にあるということもありますので、あえて提案しなかつたという次第でございまして。

○衆議院議員(椎名隆君) 執行吏の手数料の値上げにつきまして、最高裁判所の方は、いわゆる法案に賛成するが、また反対でもない、しかしながら物価指数の点からゆくんらば、もう少し値上げしてもいいというふうな法務省の答弁は、一体どれがいいのか、私たちにわけがわからん。はつきりしたところをむしろ言つてもらいたいと思ふのですが、御承知の通り裁判所は直接監督の任に當るから、執行吏の内容はよくわかつてゐる。まず現在の程度において、執行吏が非常にこの裁判所でも不足してゐる。例をあげて言ふならば、私は千葉県ですが、八日市場の裁判所でもよく執達吏さんを頼んだ。何とかして執達吏になつてもらいたい。なぜかといふと、せっかく私たちが判決に勝つても、最後の執行は執達吏にやつてもらわなければならぬ。それに執達吏さんがいなければならぬ。判決は握つておるが、その権利の内容を實現することができない。そうなるべくと、せっかく判決は勝つたが、それが空証文を握つてゐるのと同じだ、ところが執達吏になり手がないうのはなぜかといふと、結局収入が少い、十一万五千円といふのは、年収が十一万五千円に満たなかつた場合は、その差額を十一万五千円に満たすまで政府が出すまでにすぎないのである。かるがゆゑに一家でもって四人の子供を持つていたとしたら、執達吏は結局食つてゆけないのです。それがゆゑに私たちの債権者に対する迷惑が非常に大きかつた。そこで何とかある程度まで物価指数に比例するものに一つと、ある程度まで執達吏の生活を保証することが一つ、こういうふうな實際の上の面からいって、この程度の値上げをするのは適當だ、私たちはむしろこ

れは議員の方から立法することなく、裁判所ないしは法務省の方から現在の執行吏の手数料規則というものは実情に合致してないから、何とか上げてもらいたい、むしろあなたの方から出してもらえないではないかと考えておつたのですが、結局いつまでも出ないし、実情に合致しないから、私もこの方では立案したわけでは、私ども情でございまして、この程度上げてもらわれないと、現在の実情において、約六百人おりました執達吏が現在におきましては三百名、かるがゆゑに地方の裁判所に、せっかく事件の判決に勝つて手数料を送つても、執達吏がいなければならぬといふ、執行ができないような場合があるのです。そういうふうな実情がある、この程度の値上げをしていただきたとして提案した理由でございまして。

○衆議院専門員(小本貞一君) 今の点私から少し補足させていただきます。昭和二十七年の公務員の一般の給与ベースの改正のときには、これは、実はこういう今度上げますような手数料の改正をやらなかつたのでございまして。しかるに、一般の公務員の場合におきましては、昭和二十七年、二十八年等の改正がございまして、結局昭和二十六年の一般公務員の改正のときに比べますと、大体昭和二十八年の改正は約五〇%ぐらい一般の公務員の給与は上つておるわけでございまして。従ひまして、一つには、これは先ほど法務省から、これは純然たる手数料が本体だといふようなことを申しますが、しかし、裁判所の言うように、これは何と言つたって執行吏の出来高払い、要するに生活の給与の一変形であるといふ性格もこれは持つておるものだと思います。従ひまして、まず一般の公務員のベースにもこれは合せるようにしなけりやならぬ、実はおくれつたのだといふのが一つの点でございまして、それからもう一つは、さればといつてこれを無制限に上げるわけには参りません。これはやっぱり、一面においては法務省の言うように、手数料の性格を持つておりますから、これを利用する国民の負担といふことも、これはもちろん考えていかなければなりません。従ひまして、この点につきましては、提案の理由にも申し上げましたように、これはやはり東京の家計費指數といふものを昭和二十六年の平均から比べて、約三八%上つておるという一つのデータがあるわけでございまして、これらの二つを勘案いたしまして、こういうこの範圍の値上げをすることは、これはやむを得ないし、また必要であるのじゃないかと、こういう考え方で今回の提案をいたした次第でございまして。補足いたしておきます。

○一松定吉君 ちよつと執行吏の監督のことで伺ひたいのですが、どなたか政府の方から……つまり、執行吏が債権者の委任によつて債務者の財産を差し押えて、それで競売に付するといふような結果、非常にこの債権者と意思を通じて無理な差し押えをするとか、無理に競売をするとかいふことが往々にあつて、それがためにずいぶん債務者は泣かされるような場合がある。これは深刻なものであるといふことを話しておりましたが、そういうようなことについて、いわゆる査察の規程が高等裁判所で設けられておるといふことが、この添付書類の中にありますが、

これを見ますと、ただ一年に二回だけ執行吏役場に臨んで、そうしてその帳簿とか、記録とかいうようなものを検査する、そうしてその職務の執行を査察する、ということがある。こういうようなことをいうと、そうしてその結果どうするかという、その取扱ひについて、もしくは行状について、これはどうだかと思うようなときには注意を与えることができるということに、注意というだけのことが第五条に規定されておる。執行吏監督規程という中の注意だけ与えて、そうしてやるが、その第七条に、監督に必要な事項を各高等裁判所では定めるということになっておる。これはよほど監督というものを嚴重にして、そういう無理な執行をしてみたり、債務者が今日は都合すからちよつと待って下さい、今病人がどうだとか、子供がどうだとかいうようなときも、少しも血も涙もなく、そういう執行を強行するようなことが往々にしてある。そういうようなことは、おそらく人間の徳義とか、人情とか、困窮だとかいうようなものに同情してやるといことが、やはり執行吏にもなけりやならぬ。そういうような査察をし、もしくは監督をしたその結果を、さっきのお話しでは執達吏会同のときに集って、お互いに注意をし合うのだというようにすることは私はおもしろくないと思う。そういうことについてはやはり懲戒処分をやるのか、罰金をやるのか、あるいは職務執行を停止するとか、やめさせるとかいうようなことをしなければならぬのであるが、そういうようなことは今までは行われていないのですか、もしくは行

われておるんですか。あるいはこの監督規程の第七条の、各高等裁判所がその執行吏に対する監督に必要事項を定めるというようにあることがあつて、その定めたる必要事項の中には、今言うようなほんとうに嚴重に監督するというような規定が定まっているのですか、定まっているならばそういう具体的な例をあげてもらいたい。こういうようなことにはこういうことをする、そうして今われわれが言うような心配はない、あるいはそういうことをしたときにはこういうような制裁を加えるからして、かれらは非常に自分の行動に対して注意を払って、不法乱暴なこととはしないのだというようなことになっておくと、執達吏の問題については、執行についていふん非難があるのですからして、そういうようなことについて一つ実際の話を聞かせていただきたいと思ひます。参考にしたと思ひます。

○説明員(関根小郷君) 今一松委員のお話しの点は、実は今お話がございまして執行吏監督規程の中でお説みになりました第三条の第一項には、毎年少くとも二回検査しなければならぬという規定がございまして、その第二項に、この時期を限らずに、査察官は執行吏の役場、出張所、あるいは執行吏が実際に職務を行います現場に行つて、職務の執行を監察することができるといふので、これは随時監察をやっております。それで私も、第一項では毎年少くとも二回はやれといふことを言つております。それから先ほどお話がございました、もし不当なあるいは違法な執行を執行吏がやつた場合は、制裁はないかというお話してござ

います、この今申し上げました執行吏監督規程というものはこの懲戒のところで書いてございせんが、懲戒に関するものは一般の国家公務員法に基きましていろいろな懲戒規定が獎勵するわけでございまして、それでたとえて申しますと、あるいは戒告からさうに進みまして転職を命ずる、休職を命ずる、あるいは退職を命ずるというような事例がございまして、それでたゞいまではどんな場合にそういうことがあつたかということにございまして、これは、これを調書を偽造してしまつた。たとえば競売代金を受け取らないのに受け取つたと称して調書にそれを書いてしまつたといううな偽造の問題、これなどはさらに進みまして、檢察官の発動がありまして、起訴された場合もございまして、そういう事例までいかないものにつきましては任意退職で退職した事例もございまして、でございまして、この査察規程はこの国家公務員法に規定のないところだけを書いております。

それからもう一つお話がございまして査察の結果を、会同でお互いに話し合うというところは、これは一つを申し上げただけでありまして、査察の結果違法なことが発見されますれば、これは懲戒、あるいはさらに進みまして、この起訴処分、刑事処分まで発展するわけでございまして、もしさういふことがありますれば、特にさういふ事例を先ほど申し上げました会同等におきまして、こゝういふ事例があるといふことを示しまして、特に注意を促すといふことをいたしております。

○一松定吉君 この執行吏事務処理規則というところを見ると、第二十二条

です、執行吏は、競売物又は売却物をみずから又は他人によつて買ひ受けてはならない。こゝういふような禁止規定があります、これが往々にして乱用されておる。何かよい物がある時分には非常にこれを安く競売しておいて、さうしてその買ひ受ける連中は執行吏が利益を得る、そういうようなことが往々にして行われるんですが、そういうような事例について、一つ近ごろさういふような事例を発見してこれを処分したとかいうような事例がございまして、五年の間にありましたか。さういふようなことはどうですか。これは執行吏の中には常にこれが多い。たとえば何百万円もするような物を、ごくわずかで競売してしまふ。

【理事 飯本平弘君退席 委員長着席】

競売の申し入れをする人間は、執達吏が外部に競売の期日などを知らせるような方法をとつて、自分と意思を通じた人間だけに競売して、わずかな金額で競売する。さうするとその所有者は非常に高価な物がわずかの価格で競売されて、自分の債務はその原価も払うことができなくて、なおかつ競売されても債務が残るというやうなことで、債務者が泣いてこれを訴えるというやうな事例が往々にしてある。さういふやうなときには十分に調べて、それがあつた意味からいへば、自分の職務を冒して、自分と腹を合わせた人間をして競売をさしてさうしてもうけるというやうなことでございまして、これは執行吏の一番悪徳な行動なんです。さういふやうなことに對して処分した事例が最近あります。

○説明員(関根小郷君) 今お話し

は執行吏が非常に安い競売物を買ひ取る機会に、みずから買ひ取るかあるいは家族の名義で買ひ取る、あるいは友人の名義で買ひ取るというやうなことがあつたかというお尋ねでございまして、実は最近の数年の間に於いては一件も実はございせん。実際にあつたかどうかはわかりませんが、われわれの方にさういふたわかつた事件はないのです。それでもさういふ事件があらひだつたら、あるいは投票などに現われてくるのじゃないかと思ふのですが、投票もかなり一年に五回とか六回ございまして、その中にも出て参りません。私はおそらく、実際にあつたといひまして、発見がなかなか困難じゃないかと思ひます。もしありましたら、それは懲戒等まで発展すべき事柄だと思ひますが、実際にはこの数年におきましてはございせん。

○一松定吉君 私の希望するのは、さういふやうなことがあつては大へんですから、さういふときには一つこゝういふやうな厳格な処置をとるのだというぐらゐのことを執達吏によく認識しておけば、自然にさういふことは表だって大びらを切つてやれぬやうになるから、そこをお願いをしたい。すいぶんひどいことがあります。それは御注意を願ひます。

○委員長(成瀬権治君) 連記をとめて下さい。

午後六時四十三分連記中止

午後七時三分連記開始

○委員長(成瀬権治君) 連記を始め

他に御発言もないようであります

が、両案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(成瀬權治君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(成瀬權治君) 速記を起して下さい。

次に檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題に供します。

速記をとめて下さい。

午後七時五分速記中止

午後七時五十六分速記開始

○委員長(成瀬權治君) 速記を始めて下さい。

本件につきまして質疑のおありの方は御質疑を願います。

○吉田法晴君 靱井炭鉱の経営の突進、あるいは詐欺行為の取消請求訴訟、あるいはそれに関連をいたします仮処分申請等がなされておいて、それを裁判所の構内において暴力と脅迫によつてそれを取り下げた、その取り下げた理由はとにかくであります、裁判に法定の手続をとつておられますものを、暴力と脅迫によつて取り下げさせたという事実は間違いないと思ひます。こういう点について当局としていかように考えられるか。それから告訴の点についてどのように考えられるか、あるいは処理をせられるか承わりたい。

○説明員(桃沢金司君) 裁判所の訴訟を暴力で取り下げさせた、もしそれが事実でありましたならば、これはやはり刑法犯を構成するのでありますから、当然これは取り締まらなければなら

ない問題だと思ひます。ただ、この証

人関係は相当むづかしいと思ひますの

で、ただ告訴しつばなしでは取調官も

非常に難渋するのではなからうか。た

とえば告訴人が遠くに離れて、その遠

くに離れておる告訴人を遠くの地で調

べてもらうということになると、非常

に真相がなかなか検出されないで、事

件の成立というものはむづかしくなつ

てくるのではないかと。これも個人的に

考えるのでございますが、そういう事

件がございましたら、一つ積極的に現

地の警察あるいは檢察庁において願う

ような手配にしたいだいて、そして

取調を進めたいという、しかもそれ

が暴力で取り下げた、あるいは脅迫

によつて取り下げたんだという証人関

係を十分提出していただきたい、かよ

うに考える次第でございます。なお告

訴の問題でございまして、私これも個

人的なことを申して恐縮でございます

が、非常に檢察庁が忙しいために、告

訴事件というものは処理が非常にむ

づかしくなつてきておる。これは全般的

にさような傾向にあるのでござい

ます。何とかこの告訴事件というものは

あります。

○吉田法晴君 告訴せられました野村

宗一郎君本人がこの席へ出られてお話

しになったぐらいでございまして、これ

はもう証明されておると思ひます。これ

がちょうどいふ文書によると、

福岡警察から中野の野方警察署宛補充

調査の求めがあつて、その調査は取ら

れた、こう書いてございまして。希望の

点は私も了承をいたしますが、詐

害行為の実体はとにかくでございます

が、民主主義のもとにおいて、法治国

のもとにおいて、法に従つて詐欺行為

の取消しを求める、あるいはそれに基

いて仮処分をやつた。ところが裁判所

において、福岡地方裁判所でありま

す。裁判所のこれは庭あるいは裁判所

の構内しかも裁判所の二階まで、屋根

の上まで追ひ上げて百人近い人間が六

時から十二時に至るまで数時間にわた

つてこれを脅迫、あるいはどの程度の

暴行がなされたか、その告訴状にも書

いてございまして、暴行してそ

してこの仮処分の取消しを求めるその

理由、納得した理由といひますか、あ

るいは仮処分を取り消した理由は別問

に従つては十分一つこれをお進め願

たいと思ひます。問題はあとの取り下

げました仮処分の本訴が進んでおるわ

けであります。仮処分を取り下げた

とするならば、その仮処分が取り下げ

られたその原因の不当、これも告訴

の問題としては関連をいたしますが、

仮処分そのものとしてはこれは原因が

なくなりましたから取り下げられま

す。訴なら本訴の点については十分その権

益が守られる、こういうことに私はなる

べきだと思ひます。裁判所の

裁判についてまでも私どもがとやかく申

し上げるわけではございませんけれど

も、法治国における法律の執行あるい

は権利の擁護というものを、あるいは人

権擁護局なり、裁判所なり、あるいは人

権擁護局なり、われわれがこれを擁護

するのは当然だと思ひます。その点に

ついて出席しておられます関係者ある

いは政府においても十分これ

は取り上げらるべきだと思ひます。あ

りますが、その点について所見を重ねて

承わりたいと思ひます。

○説明員(桃沢金司君) もしそれらの

事実が明白になりましたときには、お

疑感がこれは感ぜられるのでありま

す。その点も御注意願ひたいと思ひま

す。小倉炭鉱の暴力事件あるいは暴力

団の横行等については先ほど詳細に述べ

られましたから、私から繰り返しま

せんが、こうして炭鉱地帯において暴力

が横行する、しかもその暴力行為をや

ります者が、あるいは暴力団が集团的

に特定の経営者あるいは炭鉱業者に私

的に使用せられ、あるいは小倉の場合

には旅館に泊め優遇をし、そしてた

とえばそれが殺人傷害をやつた場合に

は、だれか身がわりになつて、まあ連

中の言葉で言ひますならば、かまると

申しますが、刑務所なら刑務所に入る

こともちゃんと準備をして、そして

暴力をさせておる。こういう事態に対

して、そしてあたかも小倉炭鉱の中

において法がない、あるいは人権とい

うものが全くないような事態になつて

おる。人権擁護局長は聞かれたかどう

か知りませんが、解雇数日にし

て突力でもつてふとんをはぎ、ある

いは人を放り出して傷害を加へる、こ

うことがこれは行われていゝもの

か、これはおそれなく何人も明らかと

れに對して法務省あるいは人権擁護局はどのように考えておられますか、あるいはどのようになさろうとするか、その点を一つ承りたいと思います。

○説明員(桃沢全司君) 現在の炭鉱の不況から相当の労働争議というものが深刻化して参つて、それに付随して種々の事犯が起きつつあるといふことは、私どもとしても非常に遺憾に考えておるところでございます。小倉炭鉱の關係につきましても、労使の間が相当感情的に對立しているのではなからうかとうかがわれる筋もございまして、非常に心を痛めているのでございますが、先ほど来のお話しの種々の事件、この多くは私どもも報告を聞いておるのでございます。それらにつきましてはいずれも現在捜査中でございます。決して一方的に一方だけを取り上げるというふうなことなく、十分暴力事犯に對しては捜査を遂行しつつあると、かように私ども考えております。

なお、お話ししの趣旨はこれまた現地に伝えまして適切な処理を促したいと、かように考えております。

○政府委員(戸田正直君) 炭鉱に關係しまして種々の暴力事犯が起きておるといふようなお話してございまして、もしさうだといふと、これははなはだ遺憾に存する次第であります。私ただいま参りましたので、先ほど来からの事件の模様を実は承知いたしておりましたので、ただいまの艱井炭鉱事件といふは、これにつきましても現地からの報告をまだ受けておりませんので、果して福岡の法務局で調査いたしておりますかどうかともつまびらかにいたしておりませんが、さつ

そく現地の方に問い合わせまして、調査をいたしたいと思ひます。

○吉田法務大臣 桃沢説明員の炭鉱争議の深刻化に伴つて暴力事件が頻発する云々というお話がございましたが、私はここに法務委員会に取り上げました問題は、いわゆる争議行為に伴ひます暴力事犯、これはあなたたちが言われる事犯でもございせん。争議が行われる場合、もしそれに対して労働組合員で暴力があつた云々というならば、警察でお調べになるでしょう。ところが、起つております暴力事犯は、そうじゃない。自分で暴力団を雇つて、あるいは日本刀を携行し、あるいは警察官のピストルを取り、これはまあ例外でございませうけれども、入れ墨した者が特定の給与を受けて、組合員でない者が他からは入り込んで、そうして従業員的生活を脅かす、あるいはその人権を脅かす、こういう事態です。そこでこれは法治国のもとにおいては、もしあるいは経営者の、あるいは組合にしてもさうでございませうが、権利が脅かされるというならば、あるいは生活が脅かされるというならば、これは組合員の諸君がやつておりますように、あるいは警察の出動を求め、あるいは検察庁の出動を求め、もしそれ以外にかなければ国会に来る、それ以外に私はないと思ひます。ところが、もし警察が取り上げない、あるいは検察庁が取り上げない、あるいは国会が取り上げないならば、先ほど野村さんが言われましたけれども、個々の個人が自分の実力でもつてその権利を守る以外になくなる。しかしさうなるならば、これは何と申しますか、民主主義ではなくなつてしまひます、あるいは法治主

義ではなくなるであります。そういう法治主義なり民主主義がなくなるような暴力団が横行しておる。これに對して当局はどういう態度か、あるいはどういふ措置をしようとしておるか、こういうことをお尋ねしたのでありますから、それについては、これは十分の調査をして、そして処罰をすべきものは処罰する、あるいは検挙すべきものは検挙する、あるいはさういふ暴力団の横行はこれを根絶するために努力をしたい、こういうのが私は答弁のしかるべき筋だと思ひます。正直に申し上げますが、戦後あるいは占領中に暴力団といふものは実際になくなりました。姿を一応消しました。しかし種は残つておる。その種がこれが今や炭鉱の不況とそれから特殊の状態の中で大きく今芽を吹き出そうとしてゐる。二、三年前聞いたこととあります。田川地方なら田川地方の郊外にちよつと出ますといふと、もう道を歩くことがでせん、こういう状態を聞いて参りましたが、その際にはこれは警察等の活動によつて若干まあよくなつたようであります。最近に至りまして、例示いたしましたような非常にたくさんな事例が起つて来ている。しかもそれが組織的に行われておる。特定の炭鉱業者でございませうが、それを相当意識的に使つて、あるいは雇つてそして人権のじゅうりん、あるいは組合活動の自由が押えられようとしておるところに問題があるものでありますから、そういう意味で一つ取り上げをお願いしたいと思ひます。

それからなお人権擁護局長にもこの点は、まだ報告も聞いておらんといふことであります、私は国会も調査をすべき事態だと思ひますのでありますけれども、人権擁護局においても十分な一つ調査をお願いしたいと思ひますのであります。

それから警察、検察庁については、不公平な取扱ひのないように、こういうことでございませうけれども、端的に小倉の例が出ましたから申し上げますけれども、小倉その他地方におきましては、あるいはいふなかにおきましては、必ずしもあなたたちが考えられるような公平な取扱ひが行われておりません。それはあるいは検察庁も舞台が狭いから、こういう前時代的な経営者には、これを陰に陽に使うとする努力がなされておる。そこでさういふ人権のじゅうりんが看過されるような事態にこれはなりがちであります。なつておるという事例をここにこまかく持合せはございせんけれども、なりがちであるといふことを申し上げておきます。なりがちでございませうから、その点については十分な調査と、さうして個々の事例について告発せられた事件等については、国民の期待を、残つてゐるわずかな期待を失わないように、一つ当然の処置を講ずるようには御鞭撻と御指導をお願いいたします。答弁は簡単でよろしゅうございりますが、これについて所見を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(山口嘉雄君) 先ほどから問題になつておりました小倉炭鉱の問題につきましても、お話しのように、いろいろな労働使間の紛争につきましても、実力といふは暴力をもつて自分の主張を通すといふようなことは、避けたいと思ひます。それが組合側から行われましたものでありますし、

うとも、あるいは会社側から行われましたものでありますとも、双方ともやはり暴力を使うといふことは労働の紛争があまりしても極力一つ避けていつていただきたい、私どもはかように考えておる次第であります。先ほどからのお話し最近におきまして会社側がいわゆる暴力団とおっしゃいましたさういふ人々を雇つていろいろの行動に出るおるといふような問題につきましては、警察といたしましては事態を紛糾させていけないと思ひまして、再三再四にわたりまして会社側に對しましては嚴重に実は警告をいたしておるのであります。今後さういふ事態が改善せられない、また何か暴力事犯が起るといふような場合におきましては、警察といたしましては、先ほど申し上げたような方針に従ひまして、断固たる措置をとるつもりでございます。ただ、お願いいたしておきたいと思ひますのは、実は小倉炭鉱の問題につきましても、その前に組合側の方にございまして、会社側の幹部その他に對する若干の暴力事犯と申しますか、さういふようなものが起つておつたのでございませう。双方とも暴力は労働紛争に際しましては使わない、話し合ひで解決をするといふことで進んでいただきたい。警察は何らさういふ場合でありますればもう労働使間の問題に頭をつつ込むといふような考えは毛頭ございせん。ただ、紛争がある。暴力が行はせられ、警察といたしましては出て参るといふことになるわけでありませう。いろいろ問題が複雑になりますので、先ほどから申しましたような氣持で進んでおります。この点は御了承願ひたい、かように思ひ

